

災害時における衛生関連物資の調達に関する協定書

各務原市（以下「甲」という。）とピノキオ商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときには、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- 一 各務原市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- 一 別表に掲げる物資
二 その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲は第1条に基づく要請を行う場合は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは特別な理由がない限り、その要請事項を速やかに実施するとともに、その実施の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、第1条の要請を受けたときは各務原市内のピノキオ薬局各店舗から物資の供給を行うものとする。

3 乙は、前項に規定する店舗からの物資の供給に支障が生じた場合は、各務原市に隣接する羽島郡岐南町内のピノキオ薬局各店舗から物資の供給を行うものとする。

（運搬の方法）

第5条 物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「費用」という。）は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の提供後、前条で決定した価格に基づき、文書により費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかに費用を支払うものとする。

（資料提出要請）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

令和2年2月17日

甲 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市長

浅野 健司



乙 岐阜県岐阜市向加野2丁目16番5号

ピノキオ商事株式会社

代表取締役

石田 準一

